

若年者の就労問題に対応した専門学校に関する 政策変遷と研究課題

志田 秀史

滋慶教育科学研究所 職業人教育研究センター長

Policy Changes and Research Issues Concerning Technical Training Colleges that Have Responded to the Employment Problems of Young People

Shida Hidefumi

Director, Research Division for Professional Education, Jikei Education Science Center

Abstract : This paper discusses policy changes and research issues related to professional training colleges that have responded to the employment problems of young people.

First, the changes in the environment surrounding young people that have occurred in Japan since 2000 are discussed, and the development of comprehensive policies for young people in the government as a whole and, specifically, in three ministries is clarified. Second, the evolution of policies related to professional training colleges, which responded rapidly to the employment problems of young people caused by the changes in the environment surrounding young people, is also clarified.

Third, we continue our review of research trends related to the three pillars necessary for the promotion of professional training colleges (improvement of human resource development functions, quality assurance and improvement, and assurance of a safety net for learning) in response to the employment problems of young people, and find that all three pillars of research are still in their early stages, with many ongoing issues to be addressed. Therefore, further promotion of professional training colleges' education research is required in the future.

Key Words : Technical Training College, Youth Policy, Employment Problem, Research Issue

抄録 : 本稿は、若年者の就労問題に対応した専門学校に関する政策変遷と研究課題について論説しようとするものである。第一に、日本において2000年以降に起こった若年者を取り巻く環境変化について論ぜられ、若年者に対応する一府三省にわたる総合政策展開が明らかにされる。第2に、若年者を取り巻く環境変化によって引き起こされた若年者の就労問題に対して、急ピッチで対応した専門学校関連政策の変遷が明らかにされる。第3に、引き続き、若年者の就労問題に対応する専門学校振興に必要な3つの柱（人材育成機能の向上、質保証・向上、学びのセーフティネット保証）に関する研究動向について整理したところ、3つの柱の研究ともに、未だ初期段階にあり課題が多いことが明らかにされた。そのため、今後さらに専門学校教育研究の振興が求められる。

キーワード : 専門学校、若年者政策、雇用問題、研究課題

1. はじめに

本稿の目的は、若年者の就労問題に対応した専門学校に関する政策変遷と研究課題について論説することである。「専門学校が、若年者の就労問題にいかに対応するべきか」という容易に答えの出ない問いは、筆者が長年、専門学校の教育者・運営者・研究者として関わってきたものであるため、本稿では総説として諸先輩の著作に自身の著作も含めてまとめることとする。一方、専門学校が若年者の就労問題に対応するためには総合的に考える必要があるため、かなり内容が多岐にわたっている。また、紙面の都合もあるため、本稿は細部には触れず要点のみにとどまることをご了解いただきたい。

2. 日本の若年者を取り巻く環境の変化と対応する総合政策

2000年代初頭より現在まで、就労の不安定等の若年者を取り巻く環境の変化が社会問題となっている。周知の通り、政策は社会の変化が審議会等で分析されたのち対策として立案されるものである。そのため、政策に触れる前に、若年者を取り巻く環境の変化の変遷を取り上げる。

若年者を取り巻く環境の変化については、青年社会学者の宮本（2008）が簡潔な整理を行っている。以下にその概要を示しておく。

まず、現代の若年者は大人になる標準的なパターンがなくなったとして、大人になる道のりが長くなったこと、確実な道のりがなくなり不安定になったこと、自由が拡大したが、その反面、格差の拡大が起こったことを指摘する（宮本 2008:5-8）。

次に、1990年代中頃まで、家庭においては親が子どもに対して学校と会社の橋渡しをする機能があり、その橋渡し後、会社に入れば一人前、結婚すれば一人前という道のりに対する考え方が主流であった。しかし、1990年代後半あたりから大人へのなり方が、個人化、多様化し、晩婚化、非婚化がおこった。一方、企業では終身雇用がなくなり、臨時的な雇用形態が増加し、人材教育力の弱体化が起こったことを指摘する（宮本 2008:5-6）。

その上で宮本は、若年者一人ひとりが、自分自身の人生設計を立てられるようにすることと、過剰に変化の多い道筋を整理できるようにすることが必要

であると述べている（宮本 2008:11）。さらに、つまづいてしまいドロップアウトすることを防止する社会システムの開発が必要である。しかし、その開発は未だ途上であり、そのためつまづいたら落ちたままになってしまう若年者が漸増していることを指摘している（宮本 2008:11）。

つまり、20年ほど前から若年者を取り巻く環境の変化が起こっており、その変化に応じた社会システムが望まれてきたというのである。

確かに1991年にバブルが崩壊し、1990年代の後半あたりから若年者の仕事世界が様変わりしつつあることについて、マスコミや各種の調査結果が現れ始めた。その後、2004年に『平成16年度版労働経済分析』が発刊されたあたりから、若年者の働き方に関する調査データは、低賃金の非正規社員の増加や正社員の長時間労働がすすんでいることを現在まで示してきた。この間若年者たちは働くことをめぐる困難を受け続けているといえよう（志田 2018:78）。

この若年者を取り巻く環境の変化に対する日本政府レベルの政策としては、第1に2003（平成15）年の「若者自立・挑戦プラン」が始まることになる。日本では、それまで多くの場合、訓練は企業の責任だと考えられてきたので、若年者が職業訓練を受ける機会が限られてきた（Miyamoto 2005）。そのため、この政策は、若年者対象の職業訓練が受けられる可能性を高めるため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、内閣府の連携による総合施策として実施された。その具体的な主な施策は、小学校段階からのキャリア教育の推進、日本版デュアルシステムの導入、大学、大学院及び専門学校等における若年者のキャリア高度化への取り組み、若年者の創業支援、キャリアコンサルタント等の若年者の就労支援、ジョブカフェの設置、職業能力を評価・公証する仕組みづくり等がある。専門学校はここで初めて若年者に対する就労支援機関として登場することとなる。

第2に、「若者自立・挑戦プラン」を受け、翌年の2004（平成16）年から、「若者の包括的な社会的自立支援方策に関する検討会」が、若者が就業し、親の保護から離れ、公共へ参画し、社会の一員として自立した生活を送ることができるようするために開催され、翌2005（平成17）年にはその報告書を刊

行した。そこには、若年者を継続的にサポートする専門支援機関のネットワークのひとつとして就労支援機関が記載されている。ここでも、その機関のひとつとして専門学校が選ばれている。このあたりから専門学校は高校の中途退学者や就職を決めずに高校を卒業した若年者を効果的に支援する機能として、若年者たちから期待されることとなった。

第3に、2010（平成22）年には「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、その同年に「子ども・若者ビジョン」が策定された。なお、この法律は、これまで縦割りだった行政や専門分野を排除し、横串刺しでくくり、民間の諸機関がネットワークとして協働するための協議会を設置して、すべての関係機関が連携しながら継続的に包括支援していけるようなシステムを自治体に求めている（宮本 2010:16）。

前出の宮本は、この間、子ども・若年者の問題を人生前半期の社会保障の充実の必要性をあげ、積極的に援助する社会サービスと積極的労働市場政策を若年者のために発動すべきだと主張している。また、日本の積極的労働市場政策、家族政策、教育政策の給付費が国際的に対GDP比で低いことも指摘し、雇用レジームに依拠した生活保障が担保されにくく、従来の生活保障を転換しなければ生活を維持できない人々が増加するとも主張した（宮本 2012:192-6）。

以上、若年者を取り巻く環境の変化及び府省を超えた日本政府レベルの若年者政策の概要を述べた。しかし、昔でいうなら、自立し生計を立てるための大人への道のりは、高校まででほぼ終了していたはずであった。それが今は、ほぼ18歳以降に大人になるようになってきている。この変化は、周知の通り、様々な分野の専門性の高度化等から進学率が上昇したためである。そのため18歳以上を対象とした学校が、若年者を大人へつなぐ支援機関として求められているのである（志田 2018:79）。

そのシステムの重要なひとつとして専門学校に期待が集まりはじめたといえるだろう。もともと、これには戦後の日本の高等教育行政が、今まで職業教育を置き去りにして学術教育や教養教育に関心を示してきたという背景がある。しかし、先行する国々は、1990年に入り職業教育の必要性を学びはじめ組

織していた。たとえばEUでは1997年のヨーロッパ雇用サミットで採択された「ヨーロッパ雇用戦略」の最初のガイドライン（1998年）において、加盟国はすべての若年者に対して失業6ヶ月以内に職業指導・カウンセリングを伴う職業訓練、就職等の措置を提供することを求めている（松淵 2005）。

その後2000年代に入り、若年者雇用政策で日本より先行する国々では、従来は職業訓練をして速やかに雇用へと参入することを促す手法（雇用重視）が中心であったが、高校学校卒業後や失業後、大学・短大の中途退学後から、社会と職業への移行政策に見られる雇用政策は、フレキシブルな生涯学習が成功へのかぎになると考える「教育重視」モデルへとシフトしている（宮本 2006:160）。日本でも遅れて1990年代後半から自国で起こった労働市場の変化によって2000年以降、それに対応する政策を展開してきたのである。

3. 若年者の就労問題に対応した専門学校教育に関する政策

2006（平成18）年以降、専門学校でも制度改正がなされていった。以下に若年者の就労問題に対応する教育を図り、若年者雇用対策を狙った専門学校政策について示しておく。

専門学校は、1990年代後半から起ころはじめた若年者を取り巻く環境の変化に影響を受け、若年者を大人につなぐ機関のひとつとして期待が集まりはじめたことを2で論じた。

それでは、若年者政策のために専門学校の制度を改正する契機になったのは、いつなのだろうか。専門学校が若年者政策のために制度改正される契機になったのは、2006（平成18）年「教育基本法改正」からである。この法改正は1947（昭和21）年の制定以来初の改正となり、職業教育の重要性が盛り込まれた。

職業教育に関するものとして盛り込まれたものは、以下の2つがあげられる。

ひとつは、第2条（教育の目標）に「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」と明記されたことである。もうひとつは、第3条にあらたに「生涯学習の理念」が盛り込まれたことである。ここには、「国民一人一人が、自己の人格

を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と示されている（文部科学省 2006）。この条文には若年者の社会と職業への移行、失業後あるいは、高校、大学の中途退学後の進路変更による再チャレンジのための学習も含まれている。というのは、この法改正には、2003（平成15）年3月、中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の答申が骨子となって反映されているからである。

この答申の「第1章1 教育の現状と課題」には、以下の2つの指摘がある。第1には、経済停滞の中での就職難等があり、創造性と活力に満ち、世界に開かれた社会を目指し、教育も諸改革と軌を一にする大胆な見直し・改革が必要だと指摘している。第2には、青少年が夢を持ちにくいこと、自律心、学ぶ意欲及び学力の低下があること、いじめ、不登校、中途退学、学級崩壊が依然として深刻であること、青少年の凶悪犯罪が増加していること等を指摘している（文部科学省 2003）。

以上、若年者を取り巻く環境の変化が起点となって職業教育が重要であるという認識に立ち、教育制度改正が起こりはじめたことがわかる。

これ以降から2015（平成27）年までの専修学校における制度改正の工程は、全国専修学校各種学校総連合会が2015年に発刊した「専修学校制度40年のあゆみ」（以下、専修学校 2015）の中で詳細に整理しまとめている。そのため、本稿では、その概略を以下に示しておく。

前述した総合政策と教育基本法改正を受け、2007（平成19）年には「専修学校の振興に関する検討会議」が設置され、専修学校の教育制度の改善や今後の振興方策について研究・検討がはじまった。これには2006（平成18年）5月に全国専修学校各種学校総連合会が、職業教育の重要性が盛り込まれた教育基本法の改正を契機に、文部科学大臣に対して要望書を提出し、これまで以上に専修学校（専門課程及び高等課程）の振興を充実させ教育振興基本計画（2008年）に明記することを求めたことが影響している（文部科学省 2008a:18）（専修学校 2015:12）。

さらに、2008（平成20）年「教育振興基本計画」では専修学校（専門課程及び高等課程）の役割が具体的に明記された。具体的には「キャリア教育・職業教育やものづくりなど、実践的教育の推進を図る施策のひとつとして、高校生等に専修学校の機能を活用した多様な職業体験の機会を提供することや、専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成について、社会の変化に即応した実践的な職業教育及び専門的な技術教育をおこなうことなどである。」としている（文部科学省 2008a:18）。

この教育振興基本計画を受けて2008（平成20）年12月、文部科学大臣は中央教育審議会総会において「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」を諮問した。フリーターや無業者が200万人を超え、新規学卒者の約半数が就職後3年以内に離職するなど、学校からの社会や職業への移行が円滑に行われているとは言いがたい状況を踏まえたもので、円滑な移行に必要な基礎的・汎用的能力の明確化、発達段階に応じた体系的なキャリア教育や各高等教育機関における職業教育の在り方について検討を求めた。これを受けて中央教育審議会は「キャリア教育・職業教育特別部会」を設置した。同部会は教育界及び産業界、地方行政者等の関係者で組織され、2009（平成21）年1月より審議を開始した（文部科学省 2008b）。

続けて、2009（平成21）年11月、文部科学省は、専門学校に関して「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議」を設置した。これは、2008（平成20）年11月に公表された「専修学校の振興に関する検討会議」の報告や2009（平成21）年7月のキャリア教育・職業教育特別部会の「審議経過報告」において、専修学校の教育内容の充実・振興に関する検討の必要が指摘されたことを受けたものである。協力者会議は、①教育内容・方法の改善・充実、②多様な学習ニーズへの対応、③各種制度等における専修学校の取扱いを主な検討事項とし、学識経験者や専修学校関係者などの委員で構成された（専修学校 2015:17）（専修学校教育の振興方策等に関する調査研究報告 2011:43-49（以下、専修報告））。

さらに、2010（平成22）年3月には、会議の途中経過を「多様な学習ニーズへの対応等に関する検討

の方向性」]として、キャリア教育・職業教育特別部に報告した。同報告では、対応すべき課題として、①学校教育における進学のみスマッチへの対応と職業・社会への円滑な移行の促進、②多様な学習者の多様な学習ニーズへの対応、③就業構造の変化への対応の3点を指摘した。また、今後目指すべき方向性の基本的な考え方として、①多様な学習者のニーズや社会の様々な要請に応え得る学習機会を提供するとともに、その教育の質の向上により、職業教育全体の裾野拡大に大きく貢献してきた専修学校教育に対する社会の信頼を高めていくこと、②専修学校教育への理解増進を図る積極的な措置を通じて、専修学校教育へのより多くの人々のアクセスを促すとの2点を示した。このほか制度的な提案として、「単位制・通信制学科の制度化」など具体的な道筋が示された（専修報告 2011:43-9）（専修学校 2015:17）。

それを受けて2011（平成23）年1月、中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の答申で、専修学校（専門課程及び高等課程）の教育内容の充実・振興に関する検討の必要が指摘された。そして、同年3月、「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究報告～多様な学習機会の充実と教育の質向上等に向けて～」の報告書で、専修学校の機能がキャリア教育・職業教育の先導役のひとつとして発揮するための方策が明示されることになった。これ以降、専門学校においては、若年者の就労問題に対応する教育の質向上に向けて法令整備が急ピッチで始まっていく。もちろんこのニーズには、進学のみスマッチでの中途退学への対応、卒業時や失業時などの職業・社会への円滑な移行の促進、就業構造の変化への対応が含まれている。専門学校制度の充実・改善に関しては、これ以降、振興方策実現に向けた動きが加速することとなる（専修学校 2015:19）。

以下に、この振興方策について示しておく。

同年3月、文部科学省の「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議」は、「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究報告～多様な学習機会の充実と教育の質向上等に向けて～」と題する報告書を公表した。同報告書では以下の7つの視点が示され、それぞれに対して具体的な対応方策を提

言した。

①社会人等の多様なライフスタイルに即した専門学校等の学習機会の充実を図る、②実践的な職業教育等を通じて後期中等教育におけるもう1つの選択肢を提供し、多様な若者の自立を支える高等専修学校の機能の充実を図る、③経済社会のグローバル化や知識・技術の高度化、雇用の流動化に対応した人材育成等を推進する、④地域における人材育成のためのネットワークを構築し、専修学校が積極的な貢献を果たす、⑤教育の質向上に向けた研究・研修等の活動を活発化するよう、学校間の連携・教員間の情報交流のための組織体制を整備する、⑥より自由度の高い学校種としての特性を踏まえつつ、専修学校のガバナンス改善等に向けた評価と情報公開の取り組みを促進する、⑦専修学校制度・教育に対する理解を増進し、若者等の進路選択におけるのみスマッチの解消を目指す（専修学校教育の振興方策等に関する調査研究報告 2011:10-19）。

この報告書で、専修学校の機能がキャリア教育・職業教育の先導役のひとつとして発揮するための方策が明示されることとなった。その方策の中には、働きながら学ぶ学習者のための単位制・通信制の充実、産学連携、ファカルティデベロップメント等の必要性について触れられており、その制度化につながっている。

結果、2012（平成24）年4月、「学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令」が施行され、専修学校の正課課程において、単位制や通信制を導入することが可能となった。目的は、社会人等の多様化する学習ニーズに応えるとともに、教育の機会均等に資することである。単位制では、従来の学年による教育課程区分を設けず、学習者は自己の学習ニーズに合った短期教育プログラム等の積み上げにより正課課程の修了につながるができる柔軟な学習スタイルが可能となった。また、通信による教育をおこなう学科の設置が認められたことで、学習者が自由な時間と場所で学習機会を得られるようになっただけでなく、遠隔地での履修にも門戸を開くこととなった（専修学校 2015:23）。この省令は、専門学校で主流となっている学年制やクラス制のみの画一的な職業教育だけでなく、若年者を取り巻く環境の変化の中で起こった若

年者一人ひとりの多様なニーズに対応する柔軟な教育システムを築く上で重要なものとなった。以上は、専門学校教育課程について文部科学省の考え方を整理したものである。

次に、専門学校の教育組織について文部科学省が提唱したのがある。2012（平成24）年6月、文部科学省の生涯学習政策局と高等教育局によるワーキングチームが「専門学校の質的向上及び高等教育における職業教育の充実に係る方策やその進め方について（試案）」を全国専修学校各種学校総連合会に提示した（専修学校 2015:23）。同試案では、各学校の体制整備を促進するための先導的試行として、産業界と密接に連携し、一定の要件を満たした課程を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定する等の実施例が示された。

続けて、2013（平成25）年3月、文部科学省は、「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」が、学校関係者、所轄庁、関係団体などからのヒアリングや意見聴取をもとに取りまとめた「専修学校における学校評価ガイドライン」を公表した。同ガイドラインでは、専修学校のさらなる質保証・向上に向けた学校評価への取り組みに関する具体的な指針が提示された（専修学校 2015:23）（文部科学省 2013）。

また、2013（平成25）年8月に「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」が公布・施行された。職業実践専門課程の主な認定要件は、①修業年限2年以上、②企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成、③企業等と連携して、演習・実習等を実施、④総授業時数1,700時間以上または総単位数62単位以上、⑤企業等と連携して、教員に対する研修を組織的に実施、⑥企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施することとなっている（文部科学省 2013）。

最後に、専門学校の学費支援については、2014（平成26）年、同省において専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業が、専修学校における生徒・学生支援等に対する基礎調査委員会（以下、専修委員会 2014）によってスタートした。それは、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、教育機会を確保するための取組や公費投入についての

効果的な修学支援を検証するためである。

一方、厚生労働省は、同年に若年者の中長期的なキャリアアップを支援するため、教育訓練給付金制度に専門実践教育訓練給付金を追加し、その訓練講座として、厚生労働省指定養成施設や職業実践専門課程の認可を受けている専門学校を指定した（厚生労働省 2015）。

これ以降、職業実践専門課程の認定数は、2020（令和2）年3月現在、全体の37.0%にあたる1,037校、3,098学科が認定されている（文部科学省 2020）。また、2020（令和2）年4月から実施されはじめた高等教育の修学支援新制度の対象に、大学と並んで専門学校が指定された。さらに、専門実践教育訓練給付金の指定講座数は、2020（令和2）年4月1日時点で2,572講座となっている（厚生労働省 2020）。

これらの体制整備から、若年者の就労問題に対応する制度改正が、急ピッチで行われたことがわかる。またこの制度改正は、社会や職業への移行が円滑に行われるよう、また就労者のキャリアラダーや再就職のための教育訓練ができる環境を整備することにつながるものである。若年者の就労問題に対応した専門学校制度改正の中核施策であることがわかる。

4. 専門学校教育振興に関する研究課題

前述した2013年までの制度改正を引き継ぎ、2017（平成29）年3月に、あらたに「これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議」が「これからの専修学校教育の振興の在り方について（報告）」を文部科学省に答申した。ここには、これからの専修学校教育の振興について、大きく「人材養成（専修学校教育の人材養成機能の向上）」「質保証・向上（専修学校教育の質保証・向上）」「学習環境（学びのセーフティネットの保証）」の3つを柱としてとらえることが適当であるとしている。よって本稿では、この3つの柱を鑑みて若年者の就労問題に対応する専門学校教育の研究動向と課題について示しておく。

4.1 人材養成（専修学校教育の人材養成機能の向上）に関する研究動向と課題

（1）卒業生のキャリア形成及び人材養成機能の学修成果に関する研究動向と課題

卒業生のキャリア形成は、専修学校教育の人材養成機能の成果といえる。また、人材養成機能の向上のため、その学修成果を測定することが求められている。そのため、ここでは、卒業生のキャリア形成及び人材養成機能の学修成果に関する研究動向と課題について検討する。

まず、専門学校卒業生のキャリア経路研究において、乾（2007）は、専門学校経由で資格就職に就いたとしても、そこでも非正規社員化がすすみ、また、低賃金、長時間労働化している実態があると指摘する。育成の時間・コストを避けない職場、即戦力になる経験者を優先する採用が広がる中、専門学校卒業が希望職種につながっても、生活の基盤形成やキャリアの展望につながらないことが少なからず起きているという。

次に、小杉（2009）は、専門学校から職業への移行について、専門学校の現在は、専攻と関連する資格職業を中核にしたキャリアを展開していると推察され、専門学校は「働くこと」に直結する経路として一定の役割を果たしているとの結論できよう。ただし、それが専門学校への進学を決めた若者たちの期待の実現経路だとは言い切れないとしている。

また、植村（2011）は、従来の専門学校に対する議論として登場してきた「即戦力養成」「進学の代替え機関」「就労機関」等の視角ではなく、専門学校教育のもつ人間形成的側面や、そのもとでの専門学校生のキャリア形成の積極性、青年としての成長といった側面を明らかにした。

その後、吉本（2015）が、非大学型高等教育機関IRの観点から短期大学及び専門学校卒業生を対象とした17分野55機関の卒業生調査から、インターンシップから資格取得のための実習やアルバイト等を含めた「職業統合的学習（work-integrated learning）」を総合的に把握し、その学修成果形成へのインパクトとして、短期大学・専門学校教育の初期キャリアへの有用性を検討している。その結果、専門的な資格取得のための実習、インターンシップだけでなく、専門分野と関連したアルバイトなど、卒業生は

在学中にさまざまな経験を通じた学習をしており、これが教育の職業的有用性を高めていることを明らかにしている。

続けて、吉本（2018）において、専門学校17機関の卒業生を対象とした共同IRとして、ベンチマークを用いた各専門学校における卒業生のキャリアと学修成果について分析している。

さらに、志田（2022）は、専門学校卒業生のキャリアとして、専門学校を卒業した専門人材がマネジャーになるための成長促進要因に関わるデータ収集と分析を通じて、「労働者個人の基本的能力」のうち、「思考特性・行動特性」の要因が重要となることを理論生成している。

以上、卒業生のキャリア形成と人材養成機能としての学修成果に関する研究動向を概観したが、現在、専修学校専門学校卒業生のキャリアの解明は、これらの先行研究が先駆けとなって未だ初期段階にあるといえよう。専門学校の分野は多岐にわたる。また、専門学校は、就職型専門学校、デビュー型専門学校、就職・デビュー折衷型専門学校に大別される（志田・老田・勝原 2020a）。分野によって、また就職型専門学校、デビュー型専門学校、就職・デビュー折衷型専門学校によっても卒業生のキャリアは異なる特徴を持つ可能性があるため、今後の課題となるであろう。また、専門学校における人材養成機能の学修成果分析に関しては、吉本（2015）や吉本（2018）を引き継いだ研究が期待される。

（2）社会人学び直し機能に関する研究動向と課題

専門学校の人材養成機能として社会人学び直し機能が求められている。そのため、ここでは、社会人学び直し機能に関する研究動向と課題について検討する。なお、本稿において社会人学び直しは、呼称上リカレント教育と呼ばないが、大学、短大、専門学校での社会人学習がイメージされやすい。よって、本稿において学び直しとリカレント教育は同義語として扱うこととする。

リカレント教育は、1973年、OECD「生涯教育構想」において初めてリカレント教育という用語が用いられ、日本でも1992年生涯学習審議会答申においてリカレント教育に関する提言が発表されている。つまりリカレント教育の出自は50年以上さかのぼることになる。それ以降、行政的努力はなされてい

たものの、なかなか発展してこなかったが、現在の総合政策として、人生100年時代構想会議（2017年）「人づくり革命基本構想」においてリカレント教育は、人づくり革命、生産性革命を推進し、「職業能力の向上を通じて、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会」を作る際の鍵となることが宣言された。専門学校においては、社会人学び直し機能の開発として就職氷河期世代や若年者の就労問題を受け、文部科学省委託事業「専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト」においてプログラムの開発が進行中であるが、プログラム検証はこれからである。

次に、現在までのリカレント教育に関する研究動向を概観すると、美津（2004）は、福祉系専門学校入学者の30%近くを社会人入学者（リカレント・エントリー者）が占めているという現状を指摘し、その入学動機は就業対策としての入学であった。その一方で、就職にこだわらない夢を実現するための入学があり、専門学校へは自己実現を果たすために入学している側面があるとしている。

また、滝沢（2020）は、専門学校におけるリカレント教育に関する先行研究が少ないことを指摘したうえで、医療系専門学校に進学する大学等卒業者社会人の入学目的は、「キャリアアップ」というよりは、「キャリアチェンジ」であること、また、学費を自ら支払っていることを明らかにし、医療系専門学校におけるキャリアチェンジの重要性と経済的支援拡充の重要性を示唆している。

同年、三菱総合研究所（2021）は、リカレント教育の普及に向け、専修学校リカレント教育の初期市場形成を目指し、「学び直し意欲の高い層」の実態や彼らに対する有効な働きかけを探るためアンケート調査を実施・分析している。社会人の学習実施に関わる現状について、実際に学習を実施した者は3割程度おり、その実施目的は、現在の業務に役立てるためと回答した者が6割以上いること、実施のきっかけは職場や業界団体からの指示・推奨が大きいこと、実施を検討しなかった理由は、学習したい内容に適したプログラムが見つけれなかった、と分析している。また専修学校の教育に関しては、経験した受講者、企業人事担当者ともに、身につく知識・スキルが有効だったと分析している。

その翌年、文部科学省（2021）は、専門学校教育施策に役立てるため、従来から社会人の学生の受け入れやキャリアチェンジを目指す学生の学びの場としても機能している専門学校に対してリカレント教育に関する意識調査を実施・分析している。社会人の学生を受け入れている、または今後受け入れられるよう、教育課程の工夫等を行う予定と回答した専門学校は7割であった一方、リカレント教育への対応予定はない、と回答した専門学校は5割を超えていると分析した。

以上の通り、近年のリカレント教育に関する政策面を鑑みると、リカレント教育は、積極的労働市場政策、教育政策等にわたる総合政策として重視されてきている。一方、専門学校のリカレント教育研究は、先行研究が少なく未だ初期段階にあるといえる。今後の課題は、文部科学省委託事業「専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト」の教育プログラム検証等となるであろう。

（3）外国人留学生施策に関する研究動向と課題

ここでは、外国人留学生施策に関する研究動向と課題について検討する。

日本学生支援機構2019（令和元）年度外国人留学生進路状況によれば、専門学校に入学する外国人留学生は、2019年度には78,844人となり、2011年度の25,463人と比べて3.1倍となり、短期大学、大学院を抜き、大学に次いで多くなっている。ところが、専門学校に外国人留学生が多く在籍していることは、高等教育研究の世界においてあまり注目されていない。

志田・老田・勝原（2020b）は、専門学校における外国人留学生に対する学業定着方略について、特に外国人留学生が急増する介護福祉専門学校及び調理・製菓衛生専門学校調査から、分野にわたって学業定着方略（構成要素と手順）に共通性を描き出せる蓋然性、分野における課題に関わる傾向性の相違に注力することの重要性、構成要素としてインストラクター及びメンター機能の重要性を明らかにした。

専門学校における外国人留学生は、2010年以降に急増したこともあり、現在、専門学校における外国人留学生教育研究は、他にはあまり見あたらない。現在、専門学校において外国人留学生が急増していることを考えると、今後の課題は外国人留学生に関する適切な政策・施策・教育方略等を生むための研

究であろう。

(4) 職業教育の国際通用性に関する研究動向と課題

ここでは、職業教育の国際通用性に関する研究動向と課題について検討する。日本の職業教育の国際通用性の課題は、社会のグローバル化に伴って職業教育が高等教育段階にも広がり、かつ国際的な職業人材移動も広がっている今日、世界的な課題となってきた。ユネスコは、2015年、「技術教育及び職業教育に関する改正勧告（2001年）」を見直し、「技術教育及び訓練並びに職業教育及び訓練（TVET）に関する勧告」を採択している。この勧告において、第IV章第39条に「資格枠組みと学習経路」に言及し、国家資格枠組みないしそれに相当するシステムの導入を勧告している。

吉本・江藤・菊地（2017）は、今後における日本の介護人材養成モデルを探るため、職業教育が先行するオーストラリア、ドイツの国家資格枠組みと職業教育の動向を調査研究し、今後の課題を検討している。今後の課題としては、学習成果に係る分類（知識・技能等）の開発、リカレント教育の学修成果認定、多職種連携と専門職化へのアプローチの3つをあげている。

また、吉本・亀野・江藤（2020）は、大学と専門学校のビジネス分野を対象として、複数学校種に統合的なビジネス人材養成モデルを探求するため、大学と専門学校にわたる共通性と相違性について整理している。

つまり、日本においても国家資格枠組みないし、それに相当する人材養成モデル策定の研究が始まっているといえる。引き続いて人材養成モデル策定の研究が期待されるであろう。

4.2 質保証・向上（専修学校教育の質保証・向上に関する研究動向と課題

(1) 学業定着（中退予防）に関する研究動向と課題

ここでは、学業定着（中退予防）に関する研究動向と課題について検討する。学業定着（中退予防）は、SDGs2030アジェンダのキーワードである「誰一人取り残さない」（leave no one behind）につながるため、専門学校教育の質保証・向上のため注力する必要があるであろう。

まず、吉本（2003）は、専門学校教育の発展につ

いて総合的に考察するなかで、一部中途退学について触れ、以下の仮説を述べている。「8割強という卒業率、2割弱の中途退学率は、一方で入学者の資質や必修システムによる再履修・留年が困難であるという問題と、他方で出口での教育成果についての質のコントロールがきちんとなされているという両義的な側面がある。たとえば、「しつけ」を含めた学習指導を徹底させ、卒業時の企業社会に対する質を保証して就職に結びつけようとする場合、18才から20才くらいの若者の価値観やその背後の若者文化と葛藤を起こすこともあるのだろう。反面では、専門学校教育の質が適切に確保されていないことによる中途退学もあるのだろう。そこからこうした多様な解釈の可能性とそれぞれの仮説について実証的なデータを収集して点検・評価するという検討課題が読み取れる。」とし、中途退学要因の点検・評価の必要性を指摘している。

この吉本（2003）の中途退学に関する検討課題の指摘以降では、専修委員会（2014）によって報告された専修学校における生徒・学生支援等に対する基礎調査が、マクロデータを活用して専門学校の中途退学にいたる諸要素の分析を扱った。この研究があげる私立専門学校生の中途退学理由の1位は学業不振であり、次いで進路変更（就職）、進路変更（その他）、学校生活不適應の順となっている。また、分野の傾向性についても一部言及されている。医療分野は、学業不振による中途退学の比率が高いという傾向性である。しかし、この報告書は、主として経済的問題を扱ったものである。

その後、志田（2017）によって、56分類の中途退学要因に関する3ヵ年調査が実施され、特徴的な中途退学要因として、「意欲の低下」、「成績不良」、「生活習慣の乱れ」に関する状態があることが指摘された。しかし、この研究にも分野間の傾向性については触れられていない。

これを引き継ぎ、志田・老田・勝原（2020a）によって、4分野（医療、教育・社会福祉、美容、食）間の傾向性の分析がなされた。その結果、4分野とも「意欲の低下」が共通する一方、医療分野は、「成績不良」、「生活習慣の乱れ」という課題、教育・社会福祉分野は、「生活習慣の乱れ」、「学内人間関係不全」という課題、食分野は、「集団不適應」、「心理的

「負荷歴」、及び「家庭の影響」という課題、美容分野は、「生活習慣の乱れ」、「心理的負荷歴」及び「集団不適応」という課題が現れ、分野によって異なる傾向性があることが示唆された。

今後の課題は、引き続き中途退学要因や学業定着モデル策定の研究となるであろう。

(2) 職業教育マネジメントに関する研究動向と課題

4の冒頭で触れた通り2017（平成29）年3月に、「これからの専修学校教育の振興の在り方について（報告）」において、「質保証・向上（専修学校教育の質保証・向上）」が一つの柱として示された。それを受け、専門学校における職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実が位置付けられ、専門学校ガバナンスの充実のため、職業教育マネジメント強化のための実証研究がスタートしている。ここでは、この実証研究が代表的な先行研究となるため、この研究の課題について検討する。

全国の全課程を対象に調査・分析した、「職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査報告書」である。研究結果として、2013年の職業実践専門課程の申請をきっかけに、各校で、ディプロマポリシーの検討・設定がなされたこと、また、ディプロマポリシーは、教育課程編成委員会で議論することにより、産業界が求める人材像や能力に関する意見を反映できた事例が確認された。その一方で、ディプロマポリシーと学習目標、教育課程の関係整理は取り組みが限定的であり、途上であるという課題が読み取れた。

そのため、職業実践専門課程は発足してから8年ほどしか経過していない現段階では、職業実践専門課程におけるカリキュラム設計は、未だ初期段階にあるといえる。今後、職業実践専門課程のカリキュラムは、どのように設計していけばよいのか等の素朴な疑問へ答えようとする試みは未だ明らかにされていない。そのため、今後の課題は、この全国規模の実証研究を引き継いだ研究が求められるであろう。

(3) 教員の資質能力向上に関する研究動向と課題

ここでは、教員の資質能力向上に関する研究動向と課題について検討する。教員の資質能力向上に関する研究は、これまであまり扱われてこなかった。初めての本格的な研究は、稲永・吉本編（2018）「非大学型高等教育を担う教員と教育組織」であろう。

この中で稲永（2018）は、今後の専門学校の在り方に対する教員及び機関の考え方について以下の通り分析している。

まず、「職業に関わって教育内容を将来的にどう焦点づけるべきか」について、特定の職業領域のための知識や技能の習得に焦点をあてるべきだと考える機関は、幅広い職業領域に焦点を当てるべきだとする考え方よりは、特定の職業領域に焦点化させる考え方の方が多少支持されている傾向にはあるものの、強力に支持されているところまでは行っていないと述べている。

次に、「これからの教員に求める専門的能力・経験」について、専門に関する卓越した能力だけではなく専門に関する職業実務経験も持つべきであると考えられる機関が、圧倒的に多く支持を得ている。さらに、「職業教育を担当するうえで特に焦点となる応用的・先端的科目の担い手」について、全体として、常勤教員で責任持って担うべきだという考え方よりも、常勤・非常勤を問わず現場の第一線で活躍しているものに担わせるべきだとする考え方のほうが支持されていると述べている。

今後の課題は、職業実践専門課程認定以降、全国的に実施されている専門学校のFDプログラム検証等の研究が求められるであろう。

4.3 学習環境（学びのセーフティネットの保証）に関する研究動向と課題

(1) 専門学校における生徒・学生支援等に関する研究動向と課題

ここでは、専門学校における生徒・学生支援等に関する研究動向と課題について検討する。

経済的に厳しい専門学校生ほど授業料は貸与奨学金に依存しており、親の年収が低いほど、大学より専門学校へ進学する傾向にあることが示されている（小林 2008）。このような状況の中で専修学校生に対して「第2期教育振興基本計画」（2013（平成25）年）においては、意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、専門学校生を含め、授業料減免や奨学金などによる修学支援を推進することなどについて提言されている。

同年、「専修学校における生徒・学生支援等に対

する基礎調査」が実施された。この調査が初めての本格調査と言える。本調査は、政策的含意として、専門学校の学生への経済的支援については、公的な授業料減免などの制度が整っておらず、また都道府県別の差異も大きい。さらに、日本学生支援機構奨学金の利用者は多いが、第1種奨学金の割当てが少ないことが多くの専門学校関係者から聞かれた。このことは、経済的負担が多いわりに低所得層の多い専門学校生にとってはより切実な問題であることを指摘し、専門学校生への経済的支援の充実が今後の大きな政策課題であると述べている。

今後の課題は、この調査後に制度化された「専門実践教育訓練給付金」(厚生労働省)や「高等教育の修学支援新制度」(文部科学省)の効果測定等の研究があげられる。

5. おわりに

本稿は、若年者の就労問題に対応した専門学校に関する政策変遷と研究課題について論説することを目的とした。

2000年以降、若年者を取り巻く環境の変化が起点となって、若年者の雇用政策が急ピッチですすめられ、そのなかで専門学校は、若年者の多様なニーズに対応するキャリア教育・職業教育の先導役を担う機関となっていることを論説した。

一方、「これからの専修学校教育の振興の在り方について(報告)」の3つの柱を鑑みた専門学校教育の研究動向を分析したが、3つの柱ともに研究は初期段階にあり、課題は多いことがわかった。専門学校教育研究は、大学、短期大学、高等専門学校に比べると未だ数少ない。

なお、紙面の都合上、先行研究は扱えなかったものもある。専門学校を対象にした研究があまり扱われなかった時代から専門学校研究を進めてきた諸先輩に対して、あらためて深く感謝の意を表する次第である。また、本総説が今後の専門学校教育者の課題整理や研究発展に少しでも役立てば幸いである。

参考文献

稲永由紀(2018)「第三段階教育における職業教育教員：研究の課題と論点」稲永由紀・吉本圭一編『非大学型高等教育を担う教員と教育組織』広島大学高等教育研究開発センター『高等教育研究叢書』第143巻、85-89頁。

乾彰夫他(2007)「明日を模索する若者たち：高卒3年目の分岐—「世界都市」東京における若者の(学校から雇用へ)の移行過程に関する研究Ⅲ」首都大学東京都市教養学部人文・社会系、東京都立大学人文学部教育学研究室『教育科学研究』No.23。

小林雅之(2008)『進学格差』ちくま書房、71頁。

これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議(2017)「これからの専修学校教育の振興の在り方について(報告)」『文部科学省HP』https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/034/gaiyou/1383829.htm (検索日2022年3月14日)

小杉礼子(2009)「専門学校から職業への移行」『叢書・はたらくこと第6巻若者の働き方』ミネルヴァ書房、137-139頁。

厚生労働省(2015)「教育訓練給付制度」『厚生労働省HP』https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html (検索日2022年3月14日)

厚生労働省(2020)「専門実践教育訓練の指定講座を公表しました(令和2年4月1日付指定)」『厚生労働省HP』https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09408.html (検索日2020年5月21日)

松淵厚樹(2005)「戦後雇用政策の概観と1990年代以降の政策の転換」資料シリーズNo.5 労働政策研究・研修機構、52頁。

三菱総合研究所(職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進調査研究実施委員会)(2020)「職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査報告書」文部科学省。

三菱総合研究所(2021)「令和2年度 専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト社会人アンケート調査」『専修学校をめぐる最近の動向について』文部科学省総合教育政策局、43-45頁。

美津峰子(2004)「専門学校のリカレント・エントリー者の入学動機に関する研究」『佛教大学教育学部学会紀要』、257-266頁。

Miyamoto, M. (宮本みち子)(2005). “Prolonged Traditional Period and Policy”. Japan Labour Review, Vol.2, No.3, Summer, Tokyo.

宮本みち子(2006)「若者政策の展開—成人期への移行保障の枠組み—」『思想』983号、153-166頁。

宮本みち子(2008)「若者の自立支援とキャリア教育」『長岡大学ブックレット22：現代GPシリーズ12』長岡大学ブックレット。

宮本みち子(2010)「若者の変化と課題 若者問題への接近：自立への今日的あり方をさぐる」『ビジネス・リーダー・トレンド』労働政策研究研修機能、16頁。

宮本みち子(2012)「若者が無縁化する—仕事・福祉・コミュニティでつなぐ」洋泉社、192-196頁。

文部科学省(2003)「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画の在り方について」『文部科学省HP』https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/030301.htm (検索日2022年3月14日)

- 文部科学省 (2006) 「教育基本法改正」『文部科学省 HP』
http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/houan.htm. (検索日
 2022年3月14日)
- 文部科学省 (2008a) 「教育振興基本計画」『文部科学省 HP』、
https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/(検索日2022年3
 月14日)
- 文部科学省 (2008b) 「今後の学校におけるキャリア教育・職
 業教育の在り方について(諮問)」『文部科学省ホームペー
 ジ』[http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/
 toushin/1217075.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1217075.htm). (検索日2022年3月14日)
- 文部科学省生涯学習政策局 (2013) 「専修学校における学校
 評価ガイドライン」『文部科学省 HP』[https://www.mext.
 go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/
 afieldfile/2016/11/15/1348103_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/15/1348103_1.pdf) (検索日2022年3月
 14日)
- 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振
 興室 (2020) 「専門学校(専修学校専門課程)における
 「職業実践専門課程」の認定等(令和2年度)について」
 『文部科学省 HP』[https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/
 senshuu/mext_00593.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/mext_00593.html) (検索日2020年5月29日)。
- 文部科学省総合教育政策局 (2021) 「専門学校におけるリカ
 レント教育に関する意識調査について(結果)抄」『専
 修学校をめぐる最近の動向について』、38-42頁。
- 専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議
 (2011) 「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究
 報告～多様な学習機会の充実と教育の質向上等に向け
 て～」
- 専修学校における生徒・学生支援等に対する基礎調査委員
 会 (2014) 「専修学校における生徒・学生支援等に対す
 る基礎調査」調査研究報告書、2-52頁。
- 専修学校制度制定40周年事業実行委員会記念誌編集委員会
 (2015) 「専修学校制度40年の歩み」全国専修学校各種学
 校総連合会、4-29頁。
- 志田秀史 (2017) 「専門学校における中途退学危険因子と学
 業定着施策の研究」法政大学博士論文。
- 志田秀史 (2018) 「若者政策と専門学校の位置づけの転換」
 『公共政策志林』第6号、73-88頁。
- 志田秀史・老田義人・勝原修吾 (2020a) 「就職型の専修学校
 専門課程における中途退学要に関する調査研究—18校
 における5ヵ年調査からの4分野に関する考察—」『職
 業教育学研究』第51巻第1号、10-17頁。
- 志田秀史・老田義人・勝原修吾 (2020b) 「専門学校における
 留学生に対する学業定着方略に関する研究」『令和2年
 度学生支援の推進に資する調査研究事業(JASSOリサー
 チ)研究成果報告書』日本学生支援機構。
- 志田秀史 (2022) 「成長分野における専門人材が中核的専門
 人材になるための成長促進要因に関する研究—専門学
 校卒業生に対するフォーカスグループ・インタビュー
 を基にして—」『滋慶・職業人教育研究紀要』第1号。
- 滝沢哲也 (2020) 「医療系専門学校に進学する大学等卒業生社
 会人の実態—専門学校におけるリカレント教育に関す
 る研究—」『産業教育学研究』第50巻第1号、11-18頁。
- 植上一希 (2011) 『専門学校の教育とキャリア形成』大槻書
 店。
- 吉本圭一 (2003) 「専門学校の発展と高等教育の多様化」『高
 等教育研究』第6集、83-103頁。
- 吉本圭一 (2015) 「職業統合的学習と学修成果短期大学・専
 門学校卒業生調査より」『短期大学コンソーシアム九州
 紀要』vol.5、5-14頁。
- 吉本圭一・江藤智佐子・菊地克彦 (2017) 「日本における介
 護人材養成プログラム開発の研究—職業教育の国際通
 用性に焦点をあてて—」『九州大学大学院教育学研究紀
 要第十九号』(通巻第62巻)、19-40頁。
- 吉本圭一編 (2018) 「専門学校の学習成果とIR—高等職業教
 育タスクフォースによる卒業生調査再分析—」平成29
 年度文部科学省委託事業専修学校による地域産業中核
 的人材養成事業成果報告書 vol.16。
- 吉本圭一・亀野淳・江藤智佐子 (2020) 「第三段階教育にお
 ける学修成果と職業コンピテンシーの対応に関する研
 究—大学とビジネス分野を対象にして—」『九州大学
 大学院教育学研究紀要第二十二号』(通巻第65巻)、
 11-42頁。

受付日：2022年5月9日